

## インターネットで“キズつけない！キズつかない！”

# お子様が使う携帯電話等を 契約される方へ

- 事業者等からの確認に対して、使用者が青少年であることを伝えなければなりません。

!  
青少年インターネット環境整備法第13条



- 保護者は、青少年の利用状況を把握し、フィルタリング等で有害情報を閲覧・視聴することができないよう努めなければなりません。

!  
青少年インターネット環境整備法第6条、  
青森県青少年健全育成条例第21条の2第1項



- 事業者等は、青少年と保護者にフィルタリングの必要性を説明し、原則としてフィルタリングサービスを提供しなければなりません。

(保護者が利用しないことを申し出た場合を除く)

!  
青少年インターネット環境整備法第14条・15条、  
青森県青少年健全育成条例第21条の2第3項



フィルタリングの設定や詳しい内容はショッピングスタッフにご相談ください